

第33回 日向市都市計画審議会議事録

1. 日時 : 令和7年2月27日(木) 15:00 ~ 15:50
場所 : 日向市役所2階 災害対策本部室

2. 出席者 第1号委員 黒木正一、股野満男、黒木幸市
第2号委員 黒木英和、黒木克彦
第3号委員 小堀与一(代理)
第4号委員 迫節夫、佐藤祐之
第5号委員 高木慎平、椎葉さおり、中島秀人

日向市建設部 土谷和利

日向市建設部都市政策課 黒木康文、黒木義人、富山満

日向市建設部市街地整備課 黒木松博、甲斐教貢

3. 議案の内容

議案第1号 日向延岡新産業都市計画 区域区分の変更(県決定 意見照会)

議案第2号 日向延岡新産業都市計画 臨港地区の変更(県決定 意見照会)

議案第3号 日向延岡新産業都市計画 用途地域の変更(市決定)

議案第4号 日向延岡新産業都市計画 公園の変更(市決定)

議案第5号 日向延岡新産業都市計画 道路の変更(県決定 意見照会)

4. 審議の経過及び結果

経過 : 議事録のとおり

結果 : 議案第1号 「原案に異存なし」

議案第2号 「原案に異存なし」

議案第3号 「原案のとおり承認」

議案第4号 「原案のとおり承認」

議案第5号 「原案に異存なし」

議事録署名

.....
.....
.....

第33回 日向市都市計画審議会議事録

事務局	<p>1. 開会</p> <p>定刻となりましたので、「第33回日向市都市計画審議会」を開催させていただきます。</p> <p>本日は、大変お忙しい中、ご出席を賜り、誠に有難うございます。</p> <p>私は、本日の司会進行を務めます日向市都市政策課の黒木でございます。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、会次第に沿いまして、進行させていただきます。</p>
事務局	<p>2. 資格確認</p> <p>はじめに、資格確認のご報告を行います。</p> <p>本日の出席委員は11名で、審議会条例第6条第3項に規定する委員の過半数を満たしており、本日の審議会は成立することをご報告いたします。</p>
事務局 事務局 会長 会長	<p>3. 会長挨拶</p> <p>それでは、本会の会長であります黒木会長よりご挨拶をお願いいたします。</p> <p>(会長挨拶)</p> <p>それでは、これからの議事進行につきましては、審議会条例に基づき、黒木会長に、議長をお願いいたします。</p> <p>署名委員選任</p> <p>議題に入ります前に、審議会運営規則に基づき、議事録に署名する委員2名を選任したいと思います。</p> <p>本日の署名委員として、「股野満男委員」と「高木慎平委員」を選任したいと思いますのですが、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>「股野満男委員」、「高木慎平委員」、よろしくお願いいたします。</p>
会長 事務局	<p>4. 議案審議</p> <p>それでは、審議に移りたいと思います。</p> <p>議案第1号区域区分の変更及び議案第2号臨港地区の変更について、事務局より説明をお願いします。</p> <p>議案第1号 日向延岡新産業都市計画 区域区分の変更 及び 議案第2号 臨港地区の変更 になります。</p> <p>本議案は、細島港16号岸壁の完成に伴う市街化区域の変更と臨港地区の変更に関する議案であり、都市計画決定は宮崎県により行われます。</p>

事務局	<p>この変更の際し、都市計画法第18条第1項に基づき、宮崎県から、令和6年12月12日付けで市に意見照会がありました。</p> <p>市では、宮崎県に回答するにあたり、日向市都市計画審議会条例第2条の2の規定に基づき、本審議会のご意見を伺うために諮問させていただくものであります。それでは、前面のスライドで説明を行わせていただきます。</p>
事務局	<p>都市政策課の富山です。それでは、議案について私の方から説明させていただきます。</p> <p>議案に入る前に、議案書の1、2ページについて説明させていただきます。まず、議案書1ページですが、こちらには、市長から審議会に審議をお願いする旨の諮問書をお付けしております。</p> <p>今回の議案は議案第1号から第5号までとなっています。</p> <p>次に、議案書2ページには、都市計画の手続きに関するフロー図をお付けしております。</p> <p>本日の審議会は、県が決定する都市計画と市が決定する都市計画の双方が議題となっております。</p> <p>手続きとしては案の作成後、市の場合は、県と協議を行いながら、日向市都市計画審議会の審議を経て、手続きを進めていきます。</p> <p>一方、県が決定する場合には、国と協議を行いつつ、関係する市町村の意見を聞きながら、県の都市計画審議会の審議を経て、手続きを進めていきます。</p> <p>今回は、県決定の議案への回答意見と市決定の議案を審議していただくため、審議会を開催するものであります。</p> <p>なお、今回の都市計画の変更案につきましては、議案第1号2号3号5号を1月27日から2月10日の間、議案第4号を2月10日から2月25日の間、公衆に対して縦覧期間を設けておまして、縦覧者数・意見書の提出ともに0名の結果でした。</p>
事務局	<p>それでは、議案第1号日向延岡新産業都市計画 区域区分の変更について、ご説明いたします。議案書は3ページから9ページになっておりますので、併せてご参照ください。</p> <p>区域区分の変更、市街化区域に編入する際に、県が策定しています都市計画区域マスタープランにおいて、市街化区域内の人口が市街化区域の広さを設定する基準になっており、人口フレームと呼んでいますが、今回は変更する土地が居住するエリアではなく、工業系の地域ということで、この人口フレームの変更はありません。</p> <p>それでは、本案件について、概要をご説明します。</p> <p>スライドには、日向延岡新産業都市計画図の一部を示しております。</p> <p>今回の変更箇所は日向市竹島町の一部で、細島港内の赤丸で示す箇所です。</p>

事務局	<p>スライドには航空写真上に現在の市街化区域をオレンジ着色、今回編入する区域を赤着色でお示ししています。</p> <p>新たに編入する面積は、約 0.9ha となります。編入区域は公有水面埋立法に基づき整備され陸地となったふ頭用地で、今後、隣接地と一体的な土地利用が図られることとなります。</p> <p>議案第 1 号 区域区分の変更についての説明は以上となります。</p>
事務局	<p>引き続き、議案第 2 号日向延岡新産業都市計画 臨港地区の変更についてご説明します。議案書は 10 ページから 13 ページ になっております。</p> <p>まず、はじめに臨港地区についてご説明します。</p> <p>臨港地区とは、都市計画法第 8 条に定める地域地区のひとつで、港湾を管理運営するために定める地区です。県内では、右の位置図に示す通り、8 つの港において都市計画法に基づく臨港地区を定めています。</p> <p>都市計画区域内には、国際戦略港湾・国際拠点港湾・重要港湾があり、臨港地区は県が定めることとなっています。細島港は重要港湾に該当します。</p> <p>その他の港は市・町が定めます。</p> <p>また、臨港地区は都市計画法第 23 条第 4 項に基づき、港湾管理者の申出により定めることとなっています。</p> <p>それでは、本案件について、ご説明します。</p> <p>変更箇所は市街化区域へ編入する区域と同じ箇所となります。</p> <p>公有水面埋立法に基づき整備されたふ頭用地約 0.9ha で、港湾施設として維持管理していくため、港湾管理者からの申出を受けて臨港地区に編入するものです。</p> <p>なお、臨港地区内には機能・目的を区分するため分区を指定しており、それぞれの分区の目的にしたがって構築物の用途を規制することにより、目的の異なる建物が無秩序に混在することを防止し、港湾機能の確保を図っています。</p> <p>細島港は、10 種類ある分区の内 5 種類が指定されており、工場その他工業用施設を設置させることを目的とする工業港区、旅客又は一般の貨物を取り扱わせることを目的とする商港区、爆発物その他の危険物を取り扱わせることを目的とする保安港区、水産物を取り扱わせ又は漁船の出漁の準備を行わせることを目的とする漁港区、景観を整備するとともに港湾関係者の厚生を増進を図ることを目的とする修景厚生港区の 5 種類が指定されています。</p> <p>今回、臨港地区として新たに指定した箇所は、周辺の土地利用と併せて商港区として分区設定します。</p> <p>議案第 2 号 臨港地区の変更についての説明は以上となります。</p>
会 長	<p>ただいまの内容について、ご意見、ご質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p>

会 長	<p>それでは、議案第 1 号日向延岡新産業都市計画区域区分の変更及び議案第 2 号日向延岡新産業都市計画臨港地区の変更について、採決を行います。</p> <p>本議案について、ご異議ない方は、挙手をお願いします。</p>
会 長	<p>はい、ありがとうございます。全員賛成でございます。</p> <p>議案第 1 号および議案第 2 号の日向市都市計画審議会の意見として、異議なしの決定をいたします。</p>
会 長	<p>次に移ります。議案第 3 号用途地域の変更について、事務局から説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第 3 号 日向延岡新産都市計画 用途地域の変更になります。</p> <p>本議案は、先ほどの議案第 1 号による区域変更が行われたあとの市街化区域における用途地域をあらかじめ定めておくものであり、市が決定する都市計画となります。それでは、前面のスライドで説明を行わせていただきます。</p>
事務局	<p>それでは、「議案第 3 号日向延岡新産業都市計画 用途地域の変更」についてご説明します。議案書は 14 ページから 17 ページ になっております。</p> <p>まずは、用途地域について簡単に説明いたします。用途地域とは都市の環境保全や利便増進のために、住居・商業・工業などの土地利用を定めるもので、第 1 種低層住居専用地域など 13 種類があります。</p> <p>市街化区域に編入する区域は、用途地域を定めることとされているため、隣接する区域に合わせて用途地域を定めます。</p> <p>こちらは変更箇所の詳細図になります。</p> <p>先程、申したとおり細島港 16 号岸壁については、細島港の港湾計画に基づき、隣接区域に合わせる形で工業専用地域とします。</p> <p>現在用途地域は全部で 13 種類ありますが、日向市で指定している用途は第 2 種低層住居専用地域と田園住居地域を除く 11 種類になります。</p> <p>今回の細島港 16 号岸壁の市街化区域編入により、工業専用地域が約 0.9 ha 増加し、工業専用地域が約 307 ha に用途地域全体面積が約 1740 ha に変更となります。</p> <p>議案第 3 号 用途地域の変更についての説明は以上になります。</p>
会 長	<p>ただいまの内容について、ご意見、ご質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
会 長	<p>それでは、議案第 3 号「日向延岡新産業都市計画 用途地域の変更」について採決を行います。原案のとおり承認される方は、挙手をお願いします。</p>

会 長	はい、ありがとうございます。賛成多数ですので、議案第3号については、原案とおりに承認することといたします。
会 長	次に移ります。議案第4号公園の変更について、事務局から説明を求めます。
事務局	<p>議案第4号 日向延岡新産都市計画 公園の変更になります。</p> <p>本議案は、亀崎中区公民館の移転に伴い亀崎近隣公園及び別府街区公園の公園区域の変更を行うものであり、市が決定する都市計画となります。</p> <p>それでは、前面のスライドで説明を行わせていただきます。</p>
事務局	<p>それでは、日向延岡新産業都市計画 公園の変更についてご説明いたします。議案書は18ページから26ページになります。</p> <p>今回の都市計画決定の変更については、亀崎中区公民館の移転に伴い、亀崎近隣公園の公園区域の一部廃止と別府街区公園の公園区域の追加の2つの都市計画決定の変更を行います。</p> <p>こちらは今回の都市計画決定の変更を行います公園の位置図になります。</p> <p>都市計画道路 北町通線の北側に亀崎近隣公園、南側に別府街区公園があります。</p> <p>これまでの経緯についてです。現在の亀崎中区公民館は昭和60年に建築され、平成28年に亀崎中区より老朽化や防災面の強化を理由として公民館移転の要望を受け、令和4年に大王谷区との合同による陳情のほかこれまでに市と区の間で移転に向けた協議や意見交換会を進めております。</p> <p>また、今回の都市計画変更に関する公聴会を1月10日に実施し、周辺住民7名の参加をいただいています。</p> <p>こちらは、地区周辺の南海トラフ巨大地震による津波の浸水想定区域図になります。この、図を見てわかるように現在の亀崎中区公民館地点では、2.0m～5.0mの浸水が想定されており、移転を予定しております亀崎近隣公園の上の段については浸水しない想定となっています。また、亀崎近隣公園は津波の緊急避難場所に指定されており、防災機能の強化の観点からも公民館移転の必要性が伺えます。</p> <p>今回の公園区域の変更では、亀崎近隣公園は、公園区域のうち亀崎中区公民館の移転に必要となる約324.0㎡を廃止し、別府街区公園は、移転後の公民館跡地の約240.0㎡を公園区域に追加する形になります。</p> <p>具体的には、亀崎近隣公園は現在の12,231㎡から324㎡を廃止し、公園面積が11,907㎡・約1.20haになります。</p> <p>また、別府街区公園については、現在の2,170㎡に240㎡を追加し、公園面積が2,410㎡・約0.24haとなります。</p> <p>今回の変更では、公園区域の変更のほかに公園名称及び位置表記に誤りがあ</p>

<p>事務局</p> <p>会 長</p> <p>会 長</p> <p>事務局</p> <p>会 長</p> <p>会 長</p> <p>会 長</p>	<p>つたため、併せて変更を行っています。</p> <p>議案第4号 公園の変更についての説明は、以上になります。</p> <p>ただいまの内容について、ご意見、ご質問はありませんか。</p> <p>今回、公民館の移転を予定している亀崎近隣公園の標高は、どのくらいになりますか。</p> <p>公園の標高は、13.0m程度になります。</p> <p>はい、分かりました。その他にご質問はないでしょうか。</p> <p>(質問なし)</p> <p>それでは、議案第4号日向延岡新産業都市計画 公園の変更について採決を行います。原案のとおり承認される方は、挙手をお願いします。</p> <p>はい、ありがとうございます。賛成多数ですので、議案第4号については、原案とおりに承認することといたします。</p>
<p>会長</p> <p>事務局</p> <p>事務局</p>	<p>次に移ります。議案第5号道路の変更について、事務局より説明を求めます。</p> <p>議案第5号 日向延岡新産都市計画 道路の変更になります。</p> <p>本議案は、日向市と延岡市を結ぶ広域幹線街路 国道10号線において、本路線と交差する都市計画道路3路線の都市計画変更に伴い、交差点区域の変更を行うものであり都市計画決定は宮崎県により行われます。</p> <p>この変更の際し、都市計画法第18条第1項に基づき、宮崎県から、令和7年1月8日付けで市に意見照会がありました。</p> <p>市では、宮崎県に回答するにあたり、日向市都市計画審議会条例第2条の2の規定に基づき、本審議会のご意見を伺うために諮問させていただくものであります。それでは、前面のスライドで説明を行わせていただきます。</p> <p>それでは、議案第5号「日向延岡新産業都市計画 道路の変更」についてご説明します。 議案書は、27ページから31ページとなっております。</p> <p>本議案は、延岡市、門川町及び日向市に位置する都市計画道路国道10号線における、都市計画変更について、ご審議いただくものでございます。</p> <p>スライドには、右上に路線全体を示す広域図を、中央に、今回変更を行う延岡市内の拡大図を示しております。画面左側が起点、右側が終点となります。図面に赤線で示しております、都市計画道路国道10号線は、延岡市稲葉崎町2丁目を起点とし、日向市大字平岩字土々呂毛を終点とする延長約27,440m、</p>

事務局	<p>幅員 25mの幹線街路で、延岡市から日向市を南北に縦断する道路です。</p> <p>今回の変更は、図面にピンク色で示します、延岡市都市計画審議会の議を経て都市計画変更を行う都市計画道路浜砂通線ほか3路線の都市計画変更に伴い交差点区域の変更を行うものです。</p> <p>まず、今回の変更に関連します浜砂通線ほか3路線の変更概要について、ご説明します。当該路線は延岡市において令和3年度に実施された都市計画道路見直しの結果に基づき、都市計画の変更を行うものです。</p> <p>スライドは、浜砂通線ほか3路線の都市計画変更内容を示した図面になります。都市計画道路浜砂通線及び東出北通線につきましては、都市計画道路の見直しにより国道10号線から東側の黄色区間が廃止となっています。また、現在、出北通線と文化センター通線は東出北通線を境として、それぞれの路線の起点と終点が決定的されていますが、先ほど説明した東出北通線の計画廃止により、路線境が不明瞭となるため、出北通線と文化センター通線の路線境を現在の緑丸の場所から、国道10号線の青丸の場所が境となるように併せて変更するものです。</p> <p>次に国道10号線の変更内容についてご説明します。</p> <p>スライド上段の図面が、今回の交差点区域の変更箇所とを示したものです。画面左側が起点方面、右側が終点方面になります。図面にピンクの実線及び点線で示すのが、先ほどご説明した浜砂通線ほか3路線であり、今回の変更は、赤丸で囲む浜砂通線、出北通線及び文化センター通線、東出北通線との交差点において、区域の変更を行うものです。下段の図面は、交差点区域の変更箇所を拡大したものです。</p> <p>今回3箇所の交差点において、交差点区域の変更を行いますが、浜砂通線との交差点と、東出北通線との交差点は変更内容が同じであるため、代表で浜砂通線との交差点のみを拡大して示しています。</p> <p>画面左側が変更前、右側が変更後の図面になります。</p> <p>まず、浜砂通線との交差点と、東出北通線との交差点の変更についてです。</p> <p>変更前図面緑着色で示す都市計画道路同士の隅切り部は、優位な道路の区域に含めることとなっているため、現計画では国道10号線の区域の一部に含まれています。今回浜砂通線と東出北通線の一部区間が廃止され、終点位置が変更になったことに伴い、下段図面の黄色着色で示す、道路東側の交差点隅切り部を都市計画区域に含める必要がなくなり、赤着色で示す、道路西側の浜砂通線及び東出北通線の一部に含まれていた区域を国道10号線の区域に含める必要が生じることから、交差点において一部区域の削除及び追加を行うものであります。</p> <p>次に、出北通線との交差点の変更についてです。</p> <p>出北通線の終点と、文化センター通線の起点位置がそれぞれ国道10号線との交差点部に変更になったことに伴い、出北通線の一部に含まれていた区域を</p>
-----	---

事務局	<p>国道 10 号線の区域に含める必要が生じることから、交差点において、一部区域の追加を行うものであります。</p> <p>今回の変更では、交差点区域の変更のほかに位置及び構造の記載に誤りがあったため、併せて変更を行っています。</p> <p>議案第 5 号 道路の変更についての説明は、以上になります。</p>
会 長	<p>ただいまの内容について、ご意見、ご質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
会 長	<p>それでは、議案第 5 号日向延岡新産業都市計画 道路の変更について、採決を行います。本議案について、ご異議ない方は、挙手をお願いします。</p> <p>全員賛成ですので、議案第 5 号の日向市都市計画審議会の意見として、異議なしと決定いたします。</p>
会 長	<p>以上で、本日審議予定の議案は、全て終了いたしました。</p> <p>本日決定した事項につきましては、本日付けをもって市長に答申を行うことといたしますが、この答申の文案については会長一任ということでよろしいでしょうか。</p> <p>(異議無しの声)</p>
会 長	<p>それでは、そのように決定いたします。</p> <p>(議案審議 終了)</p>